

三重県における農地中間管理事業の推進について

本年度から農地中間管理事業が実施されたところですが、本県では、農地中間管理機構を十分に活用し、農地集積を加速的に推進することとしています。

つきましては、当面の間の推進についての考え方を下記のとおり示しましたので、取扱についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 農地中間管理事業を活用した農地集積の加速的推進の考え方

(1) 現状と課題

「三重県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」では、国の目標である「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現」を踏まえて、県の10年後(平成35年度)の目標として、担い手農家数を3,000経営体、担い手への農地集積目標を耕地面積の70%にあたる42,600haと定めたところです。

しかしながら、現状は、担い手農家数2,306経営体、担い手への農地集積率29.5%であり、担い手農家数、担い手への農地集積率ともに、近年伸び悩みが顕著となってきたところではあります。

このことは、これまで、市町、農業委員会、JA、農地利用集積円滑化団体等の取組の成果として、年々農地集積率の向上が図られてきたものの、地域によっては、担い手農家の不足、従事者の高齢化、圃場の分散、出合い作業の負担等による担い手農家の経営規模拡大への躊躇、資産としての農地貸付に対する出し手の不安等に起因すると考えられます。

こうしたなか、農地中間管理事業は、公募等により広く担い手農家を確保して、まとまった農地をできる限り長い間貸し付け、営農の効率化を図ることを目標とする事業であり、そのために集積協力金等の支援策を合わせて講じることにより、農地集積の加速的推進に向けての効果が期待されているところです。

一方で、「企業参入等が地域の調和を乱すのではないか。」「離作を奨励しているのではないか。」といった懸念を持つ農業者等も少なくない状況であり、地域の実情に応じて、農業・農村の将来像を明確化するなど農業者等の合意形成を図りつつ、慎重かつ計画的な対応が必要と考えられます。

(2) 対応の方向

本県での農地中間管理事業の実施にあたっては、当面の間、次のことを基本的な考え方として推進していきます。

ア 高い農地集積目標の達成に向けて

現状からみて、高い農地集積目標を達成していくためには、農地中間管理事業の主体となる県及び農地中間管理機構のみならず、農業者、市町・JA・農業委員会及び農地利用円滑化団体等農地集積支援機関が目標達成への貢献を意識し、共有していくことが重要と考えられるとともに、農地中間管理事業の実施がきっかけとなって、地域での農業者間の話し合いや農地集積支援機関の活動を活発化していくことが必要と考えます。

イ 地域の合意形成と担い手の確保・育成を最重点とした推進

地域との調和を重視する観点から、これまでから進めてきた担い手育成と地域の土地利用調整を一体的に進める「三重県型集落営農の推進」や地域ビジョンのもと担い手の土地利用計画の明確化を図る「人・農地プランの作成」等の活動と連動して、日本型直接支払や経営所得安定対策等関連諸施策の活用を含めて、地域における農地の集団的活用に向けた合意形成を基盤とした担い手の確保・育成を最重点課題として対応してまいります。

ウ 地域の実情を踏まえた柔軟な対応と計画的な実施

本県においては、まとまった農地を貸し付け、担い手農家等の経営安定を図る農地中間管理事業の本来の姿を一機に達成できる地域は少ないことが予想されることから、地域の実情に応じて、5年をめどとした計画的な事業実施を図ります。

なお、これら基本的な考え方の実践にあたっては、次の「農用地利用配分計画の認可の考え方」や「事業の推進に向けた体制づくり」等で整理し、事業推進してまいります。

2 農用地利用配分計画の認可の考え方

以下の条件の(1)かつ(2)、又は(3)にあてはまる場合、県は農用地利用配分計画を認可・公告するものとします。

- (1) 集落等で5年後の営農について、農地をどう維持していくかなどの合意がされており、その集落等における農地集積率が、県の定める集積目標(10年後の目標70%)に寄与することが見込まれるもの。
- (2) 農地の集積・集約化がされており、担い手が効率的な農業経営を営むことができるもの。

具体的には、集落等において農地利用が合意されており、担い手がまとまりのある一定の地域内で農作業に支障なく営農を続けられること。

なお、可能な限り連担性が保たれるもの。

- (3) 農地の集積・集約化の発展段階ではあるが、集落等において将来の農地利用の姿を見通すこと(注)ができ、担い手がまとまりのある一定の地域内で農作業に支障なく営農を続けられること。

(1)～(3)については、別紙1の(1)～(3)をそれぞれ参照
農地利用の合意は、該当集落等に関わる担い手や農地の出し手等の意向
の合意をいう。

(注)「見通すこと」とは、集落等における意向調査等により、その集落に
おける将来(5年後)の集積・集約状況が地図等で確認することがで
きることを意味します。

ただし、以下の場合には例外的な取り扱いとします。

(4) 農業経営改善計画、青年等就農計画等明確な経営目標を有して、新たに
農業への参入や規模拡大をめざす者が施設園芸などの労働集約型農業を行
うために農地等を借り受ける場合。

ただし、他の効率的・安定的な経営を行っている農業者に支障を及ぼさ
ないよう配慮されていること。

3 農用地利用配分計画の認可の考え方に係る事務について

(1) 2の(1)かつ(2)の場合、集落等における農地集積率が、県の定め
る集積目標に寄与するかを判断するために、農用地利用配分計画に現状の
担い手の農地利用状況が確認できる図面と集落等の農地面積、将来の担い
手への農地集積面積、今回の担い手への農地集積面積、現状の担い手の経
営面積を記載したもの(図面の余白に記載することも可)を添付すること
とします。

(2) 2の(3)の場合、集落等における現状及び将来の農地の集積状況を確認
するために、農用地利用配分計画に現状と将来の担い手の農地利用状況
が確認できる図面(1枚の図面でも可)と集落等の農地面積、将来の担い手
への農地集積面積、今回の担い手への農地集積面積、現状の担い手の経営面
積を記載したもの(図面の余白に記載することも可)を添付することとしま
す。

(1)～(2)の「現状」の農地は利用権の期限切れ、解約を含む。

(3) 3の(1)(2)の添付資料は、担い手の育成や農地利用に関しては、
市町が有する農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想や農業振興地域
整備計画と密接な関係があること 人・農地プラン等の作成に向けて、地
域の合意形成や地域の調和を図っていくには、地域での話し合いがベース
であること 農地基本台帳を有していることや地図情報データをベースと
して図面を作成する必要があること等を踏まえ、原則として農用地利用配
分計画案を作成する市町にお願いしたいと考えています。

4 事務の委託契約

本年度中に、農地情報公開システム整備事業で全市町における農地基本台
帳の整備と電子化、台帳と地図情報の公表が義務づけられますが、現在のと

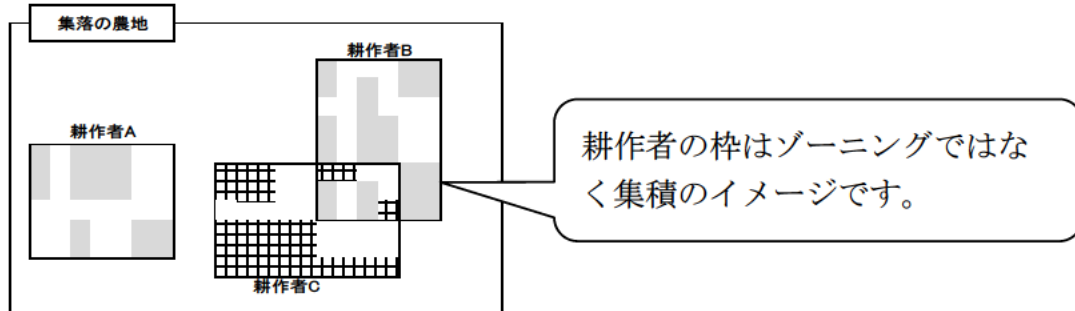
ころシステムは準備段階であり、農地情報等は公開されていない状況にあります。そのため、農地中間管理機構は、市町等と連携をとりながら農地中間管理事業の事務を実施する必要があります。従いまして、市町等におかれましては、円滑な事務を実施するために、できる限り農地中間管理機構と事務の委託契約を締結していただきたいと考えます。

※農用地利用配分計画の考え方のイメージ

(1) 県の定める集積目標に寄与すること (10年後の目標70%)

- 例)・集落における農地の集積率が現状10%の場合、5年後には概ね40%以上の集積が見込まれる。
- ・集落における農地の集積率が現状60%の場合、5年後には概ね65%以上の集積が見込まれる。
- ・集落における農地の集積率が70%以上の場合、県目標70%を越えているが、さらに集積・集約化が見込まれる。

(2) 農地の集積・集約化がされており、担い手が効率的な農業経営を営むこと



(3) 農地の集積・集約化は発展段階ではあるが、集落等において将来の農地利用の姿を見通すことができ、担い手がまとまりのある一定の地域内で農作業に支障なく営農を続けられること。

